



こたけ

議会だより

第 178 号

平成20年2月1日

発行 小竹町議会
 福岡県鞍手郡小竹町
 TEL 09496 2 1967
 FAX 09496 2 1140

編集 議会広報編集委員会
 印刷 マツオ印刷株式会社



平成20年1月6日：町制施行80周年記念式典(南良津獅子舞)



1月13日：成人式

もくじ

主な議案	2
補正予算	3
一般質問	4
請願・意見書	6

12月定例会(平成19年12月13日～21日 9日間)

12月定例会の主な議案

12月定例会は、12月13日から12月21日まで、会期9日間の日程で開かれました。
 条例案・補正予算案等の議案が提出され、審議の結果、議会は賛成多数で可決しました。

窓口証明手数料・体育施設使用料を値上げ
 平成二十年四月一日から

町税条例、手数料条例の一部改正

各諸証明等に係る手数料を、引き上げることになりました。

主な手数料

区 分	手数料	
	改正前	改正後
固定資産課税台帳閲覧等	200円	300円
住民基本台帳閲覧 住民票の写し 納税、資産、課税等証明	200円	300円
印鑑登録証再交付	300円	400円

体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

体育施設の維持管理のため、使用料を引き上げることになりました。町内者については、現行の使用料から約15%増額し、町外者については、町内者の倍程度の金額とするこ
 とになりました。

主な使用料

区 分	使用料（1時間当たり）			
	町内		町外	
町民野球場	1,050円	1,200円	2,100円	2,400円
町民テニスコート	310円	360円	420円	720円
児童体育館	210円	240円	420円	480円
町民体育館（全面）	420円	480円	520円	960円
”（半面）	210円	240円	260円	480円

町職員の休業に関する条例を制定

自己啓発等休業に関する条例
 修学部分休業に関する条例

地方公務員法等の改正に伴い、職員に自己啓発、国際協力の機会を提供することを目的として、職員が自発的に大
 学等の課程の履修又は国際貢献活動を行えるよう、三年を超えない範囲で休業できるこ
 とになりました。

町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

少子化対策が求められるなか、長期にわたる育児と仕事の両立を容易にすることを目的に、職員は、小学校就学までの子を養育するため、一日に四時間又は五時間の短時間勤務ができることになりました。

町の一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づく国の法律改正に準じ、職員の給与を改正するものです。
 主な内容は、給料（主に若年層）、扶養手当、期末手当の引き上げ等です。

公民館・学校体育施設使用料を値上げ
 平成二十年四月一日から

中央公民館、北公民館及び学校体育施設の使用料について、新たに町外者の使用料を

主な使用料

区 分	使用料（1時間当たり）		
	町内		町外(新設)
中央公民館(大研修室)	1,050円	1,200円	2,400円
”（会議室）	210円	240円	480円
北公民館（第1研修室）	360円	410円	820円
”（第2・3研修室、談話室）	210円	240円	480円
学校体育館(照明利用の場合)	520円	600円	1,200円

定めました。また、施設の維持管理のため、町内者については、現行の使用料から約15%増額し、町外者については、町内者の倍程度の金額とする
 ことになりました。

平成19年度補正予算

一般会計	2億	162万円
特別会計	9,615万円	
総額	2億9,777万円	



予算委員会の 主な質疑

問 計上されている退職手当は何人分か。また、退職後の人員の補充は。

答 早期退職者が六人、定年による退職者が二人、計八人です。

採用は、一般職で退職者の半数程度を見込んでいます。

問 退職者に比べ、採用予定者が少ないが、事務等の補充のために、軽微な作業に携わる障がい者を雇用しないか。

答 障がい者の雇用は、現在二人であり、法律による基準は達成していますが、臨時・委託等の職員枠の中で、積極的に考えていきます。

問 国土調査は、職員を配置して、しっかりとした体制で行うべきでは。

答 平成二十年度から基本計画、実施計画の策定に入るのので、その資料等の収集のために、ノウハウを持った臨時職員を雇用します。

問 介護予防として「いきいき百歳体操」の普及を考えたか。

答 介護予防事業として、保健センターときんもくせいにおいて、転倒骨折予防教室が開かれています。

「いきいき百歳体操」についても研究して、取り組みたいと思います。



転倒骨折予防教室(保健センター主催)

問 教育サポーター制度の導入を。

答 教育サポーターではありませんが、現在、たくさんの地域の方に、授業の現場に入っていたりしています。

団塊世代の方々が、職業や学習を通じて培った経験を活かし、教育現場で活躍していくという、新しい教育サポーター制度

「について」は、来年度から取り組めるように、前向きに検討します。

問 町内で、グレーチング排水溝のふたが多数盗難に遭い、農家は非常に困っているが、何らかの補助はできないか。

答 町内で百八十枚の盗難ですが、そのうち農地に係わる部分は、九十九枚です。現在のところ、グレーチングの支給はできませんが、一枚を半分に切断するためのカッターの補助程度はできるのではないかと考えています。



グレーチング(排水溝のふた)

議の協議内容を精査し、町民と行政がタイアップした整備を行うべきでは。

答 グラウンド等を作っても、管理が難しいのと、財政的に非常にひっ迫しているため、多額のお金は出せません。現在は、町が遠賀川管理事務所をとおして国から借り、それを酪農組合に貸して、牧草採草地として利用しています。

町が直接管理することは困難であり、管理体系が決まり、計画的に利用していただかなければ貸すことも難しいと思います。

ボランティア団体と協議し、管理が可能となるならば、検討したいと思えます。

問 小竹町役場前の河川敷の利用計画は。地域のボランティア団体の出した整備計画と、団体の会



役場前河川敷清掃作業
ボランティア団体「小竹に住みたい」まちづくりの会

そこが知りたい 一般質問



「特定健診・保健指導」の導入は

宮野 一男 議員

平成二十年四月から、現行「老人保健法」により行ってきた基本健診に代わって、「高齢者の医療の確保に関する法律」による「特定健診・保健指導」が義務として行われることになりました。

現行の「老人保健法」は、第一条で法律の目的を、「国民の老後における健康の保持」としたのに対し、「高齢者の医療の確保に関する法律」では、第一条に「医療費の適正化」を明記しています。そのため、「特定健診」では、医療サービスの後退が心配されます。

現行の「老人保健法」では、四十歳以上のすべての人を対象としていたのに対し、「特定健診」では四十歳から七十四歳までとしています。七十五歳以上も現行どおり行うべきでは。

「特定健診」の最大の眼目を「メタボリックシンドローム」の予防、改善としたために、現行の「基本健診」から「心電図」や「貧血検査」などが除外されています。住民の健康を守るために、現行どおり行うべきでは。

「特定健診」の「受診率」や、指導の「改善率」が悪いときには、「特定保険料」が加算されるといふペナルティーが課せられます。このペナルティーをどのように考えますか。

「特定健診」は国保で行うことになっていきます。そのことから国保税の値上げが心配はないと思うが。

山本町長 七十五歳以上の方については、健康増進法に基づき、従来どおり健診を実施

していきたいと思います。健診項目は、健診者全員が受ける基本的な健診と、医師が必要と判断した場合の選択的に受ける詳細な健診とは分けられます。医師が必要と判断した場合は、心電図や眼底検査や貧血検査などが行われます。

特定健診は、各保険者が基本的に保険料の財源で行うことから、検査項目が増えれば事業費も増えることとなります。本町においても、国が示した基準に準じた検査項目で実施したいと考えています。

国が示した目標では、特定健診の実施率が六十五%、特定保健指導の実施率が四十五%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率が十%です。現在の健康診断の受診率は十五%程度です。よって、特定健診の実施率の目標値六十五%は、強制的に健診を実施しなければ達成が難しいと考えています。

健診予算について、できるだけ負担の少ない方向に進めたいと思っております。



乳幼児医療拡充を 要介護認定者の障害者 控除認定証明書発行を

広瀬 早美 議員



子育て女性の意識調査では、保育料または幼稚園費の軽減、乳幼児医療費の無料化、児童手当の金額の引き上げなどが強い要求となっています。

現在、県内の半数以上三十四自治体で、乳幼児医療無料化の対象者の拡大を実施しています。

子どもが病氣した時に、「親の経済的な理由で医療が受けられない」ということが絶対にあってはならないと思います。

今の子育て世代の現状を考えると、子供を産んで育てることは大変なことです。このような時代だからこそ、子育て支援環境を充実させる必要があります。

そこで、以下の点についてうかがいます。

十八年度決算をみれば予算が組めないことはない。町長の考えを。

県が二十一年三月までに乳幼児医療を就学前まで実施する話は進んでいるのか。

本町には要介護認定者で、障害者控除を受けられる対象者が、約四百人います。

要介護一から三の人は、普通障害者控除、要介護四、五の人は、特別障害者控除の対象者となります。

本町では、証明書を交付したのが二十五人です。まだまだこの制度が住民全体に周知徹底されていません。

直方市では来年から対象者全員に障害者控除認定証明書を交付することが決まりました。そこで、本町でも対象者全員に個別に知らせる取り組みができるか。

山本町長 乳幼児医療の拡充を、財政が許す限り実施した

いと思っています。

対象年齢を一歳引き上げるのに、約百六十万円必要です。一歳ずつでも引き上げていきたいと思っています。

知事の公約である、平成二十一年三月までに就学前まで乳幼児医療の助成を行う話は進んでいると聞いています。

要介護認定者の障害者控除認定証明書は、身体障害者手帳の交付を受けて現に所得税・住民税の控除を受けている人のほか、身体障害者に準ずる者として要介護認定を受けた人について、申請に基づき、障害の程度を判断して交付するものです。

制度の周知については、現在は回覧文書等で行っています。今後は、対象者の方に個別に通知するよう、準備を進めているところです。

近隣の市町に遅れないよう、対処したいと思っています。

乳 児 医 療 証	
有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
負担者番号	81400715
受給者番号	
住所	福岡県 鞍手郡 小竹町
氏名	
生年月日	年 月 日
発行機関名及び印	福岡県 小竹町
交付年月日	平成 年 月 日

在宅高齢者医療情報ネットワークづくりを親支援プログラム事業を実施しないか



大安 美佐代 議員

今は、入院できてもすぐに退院を強いられます。

小竹町には、高齢者も多く在宅医療を受けておられる人がたくさんいます。

このような人に対し、二十四時間いつでも「いざ」といふとき、すばやく対応できるように、医療や介護に関する情報を把握することが重要です。この情報とは、病歴、投薬、アレルギーの有無や内容、緊急時に運んでほしい病院や

介護施設、手術が必要なときの同意、心肺停止になった場合の蘇生か自然死かの希望などです。そして、介護施設、病院、消防署等がこの情報を共有しあうネットワーク体制の構築について、小竹町から近隣の市町村に対して呼びかけてはどうでしょうか。

登録希望者は、最初は少ないかもしれませんが、一人の命を守るためにも早急に行うべきです。

少子化対策で、各地でいるような子育て支援が行われています。

親が親として育ち、楽しく子育てができ、子どもの虐待予防の取組みに、質を飛躍的に高めることのできる、親支援プログラム事業を実施しないか。

このプログラムは、日頃の子育てを通して「困っていること」や「悩んでいること」など、自分達がテーマを決めて話し合っていく、参加型の講座です。

この事業を行うために、講座の進行役を務める人は、養成講座に四日間出席して勉強する必要があります。

この講座は、今のところは関西で行われていますので、

職員が住民の中から希望者を募って受講させ、是非事業を立ち上げるべきと考えるが。

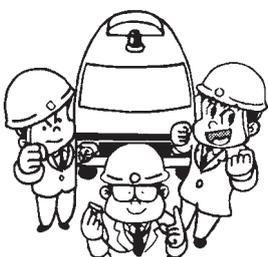
山本町長 医療関係というのは、情報管理が厳しくなっており、どこで管理するのか、場合によっては人員の配置も必要となります。

直鞍地区には、直鞍広域圏があり、その中で、直鞍医師会とも強いつながりを持っています。

本町としては、直鞍地区の首長会や医師会と協議しながら進めていきたいと思っています。

本町の子育て支援としては、コアラ教室や子育て支援センターなどがあります。

講座に、誰をどのような方法で参加させるのか、町として何が援助できるのか等を含め、既に実施している先進地の意見も参考にしながら検討したいと思っています。



● 行政調査 ● (平成19年11月15日：宮崎県五ヶ瀬町)



議会だよりを定例議会終了後発行しているが、執行部答弁の大半が「財政的に厳しい状況であり、予算が許す限り実施したい」と述べるにとどまっている。

住民の皆様からの要望等が実現できず、議員活動に対し不甲斐なさを痛感されていることと思う。事実、国の三位一体の改革に伴い、各市町村は非常に厳しい財政のもとで独自性を発揮し、行財政改革に取り組んでいるのが実情だ。

そこで、議会は、副町長、関係課長と共に、「宮崎県五ヶ瀬町」に行政調査を行った。

五ヶ瀬町は、合併を指さず、行財政改革に平成十四年度から取り組んでいる。自らの責任と工夫による魅力的で個性のあるまちづくりの必要性を検討し実施している実態を調査した。

本町と同じく過疎化・少子高齢化が進展する中、職員の削減、議員定数の削減を行いながら退職者不補充を決断、その結果、課の統廃合、グループ制の導入や事務事業評価システムを取り入れ、定員管理に取り組んでいる。

中でも事務事業評価の対象となるのは、町民や各種団体への補助金・交付金、町直営

の公共工事、施設の運営事業であり、廃止・完了・統合といった評価を付し、町民に公表されている。

また、各種施設の指定管理者制度の導入なども図られているものの、住民にとって急激な改革に戸惑いも大きく、実施には厳しい状態にある。

しかし、町の再建に向け、実業団陸上部等のスポーツ合宿の誘致に力を入れ、スキー場運営とあわせ「スポーツの町五ヶ瀬町」を目指している。また、農家の民宿許可取得、第三セクターでワイン工場やレストランを設置し、官民一体となり「交流」を進めていることが印象に残った。

本町においては、平成十七年度の第四次行政改革で、町民の皆様のご理解により、敬老祝い金、補助金等の大幅な削減を行ったところである。また、職員数や議員定数の削減にも積極的に取り組んでいる。

町制八十周年を契機として、議会・行政・町民が協働し、「何もない小竹町」から「夢のある小竹町」に、今年はずみ年、こまめに動き、少しずつでも実現に向け努力しよう。

(編集委員 吉野 慎一)

請 願・意見書

悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書採択の請願.....	採択
「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書.....	可決
後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書.....	可決
取調べの可視化の実現を求める意見書.....	可決
悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書.....	可決

次の定例会は、
3月6日(木)
開会予定です。

事情により変更される場合
もありますので、あらかじめご了承ください。

議会を傍聴してみませんか？

傍聴場所は、役場3階議事堂内傍聴席です。
また、テレビ放映による傍聴は役場
1階ロビー、総合福祉センターロビー
で放映いたします。

